

長期履修学生制度利用者各位

長期履修を認められた後、期間の変更を希望する場合【例：5年間の長期履修を認められていたが3年で修了する 等】は、本研究科の申し合わせにより、変更を希望する年度の前年度2月末日まで（10月入学の場合はその年度の8月末日まで）に「長期履修期間変更申請書」を提出する必要があります。

期間の変更を予定している場合は、必ず長期履修期間変更申請書及び必要様式を2月末日あるいは8月末日（ただし、末日が休日の場合はその直前の平日）までにご提出ください。

なお、期間変更することにより授業料の支払額が変更になりますのでご注意ください（※授業料の総額は変わりません）。

また、長期履修制度申請をした場合、博士後期課程を在学3年未満で修了する、あるいは博士前期課程を在学2年未満で修了する早期修了はできませんのでご注意ください。